第57回国連女性の地位委員会への声明

2012年11月15日
新日本婦人の会

1962年の創立以来、私たち新日本婦人の会（新婦人）は核兵器廃絶、女性・子どもの権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げ活動しています。国連経済社会理事会の特別協議資格をもつNGOとして、世界女性会議や国連女性の地位委員会に参加、女性差別撤廃条約や北京宣言と行動綱領はじめジェンダー平等・女性の権利に関する国際合意の国際、地域、および国内レベルでの実施の推進にとりくんでいます。国内においては、約15万の会員がこうした国際合意を学び活用しながら全国の地域や職場で要求実現にとりくみ、さまざまな個人、団体とも協力して草の根の女性の声と要求を自治体や政府に届けています。今年創立50年をむかえるにあたり、「憲法とジェンダー視点でつくりかえよう　いのち守る社会に」をテーマに、全国と連帯してそれぞれの地域で多くの女性たちとつながり、行動してきました。

第57回CSWが「女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の予防と根絶」を優先テーマとして議論するにあたり、新日本婦人の会は、日本軍「慰安婦」問題と駐留米軍兵士による性暴力について問題提起を行います。

慰安婦問題

「慰安婦」被害女性たちは、自らの尊厳の回復と同じ悲劇がいかなる女性にも繰り返されないようにするために、沈黙を破って名乗り出て、事実を認めないバックラッシュ派から「売春婦」「金目当て」など再び尊厳を傷つけられる攻撃を受けながらも、日本政府に対し公式の謝罪と賠償、後世への教育を立法によって保障することをもとめ、20年以上も行動を続けています。私たちは、被害女性の勇気ある行動が、ユーゴ紛争での民族浄化の性暴力が告発され、国連での「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の採択（1993年）など「女性に対する暴力の根絶」、「戦時性暴力の根絶」の国際合意がつくられる力となったことを指摘し、「慰安婦」問題の解決が不処罰の連鎖を断ち切り性暴力の根絶、さらには性暴力のない平和な社会の実現への第1歩になることを強調したいと思います。

韓国との関係において、日本政府は一貫して「慰安婦」問題は1965年の日韓協定で解決済みとの立場に立ち、韓国やアメリカに建てられた慰安婦の「碑」の撤去をもとめたり、韓国と日本の人々の寄付でソウルに建てられた「戦争と女性の人権博物館」の内容に抗議を行うなど、国士的にも批判を受けています。この間、女性差別撤廃委員会や拷問禁止委員会、自由権規約委員会、社会権規約委員会など、国連諸機関が日本政府に対し繰り返し解決を勧告。直近では、今年10月に行われた日本の人権状況に関する第2回普遍的定期審査（UPR）において、7か国が「慰安婦」問題に言及、5か国が勧告を出しています。

アジアや欧米各国の議会や欧州議会が、被害者が求める方向での解決をもとめる決議をあげています。さらに韓国では2011年年8月、憲法裁判所が「日本軍『慰安婦』問題解決のために日本政府と交渉しないのは憲法違反」との決定を下したのを受け、韓国政府が再三協議を呼びかけています。日本国内でも、日本政府に法的解決をもとめる運動が広がり、39自治体で意見書が採択されています。高齢となった被害女性が次々亡くなるもとで、これ以上解決を遅らせることは、被害者の尊厳回復だけでなく、日本の名誉回復の機会を失うことになります。

今、国内ではバックラッシュ派が中国や韓国との領土問題に乗じて、「強制性を示す事実はない」と、政府が踏襲してきた河野談話（1993年に河野洋平内閣官房長官が調査にもとづき、強制性を認め被害女性へのお詫びと反省を述べ、教育による再発防止に言及したもの）の見直しを声高に

叫び、教科書から「慰安婦」の記述がなくなるもとで若い世代が歴史の事実を知る機会を奪われ、この問題が理解されない状況になっています。これは、女性に対する暴力や性暴力の根絶にとっても重大な障害になるものです。

駐留米軍兵士による性暴力

日本には全国に 130 を超える米軍の基地や施設があり、その 7 割が沖縄に集中しています。沖縄では幼児含め、多くの女性が性犯罪の被害にあってきました。レイプ事件のほかにも強盗や殺傷事件が後を絶たず、「日本にとって重要と考えられる事件以外については、第 1 次裁判権を行使しない」との日米政府の条約外の合意のもとで、被害者は救済されずにいます。

繰り返し事故を起こし、環境にも重大な影響を与える米軍機オスプレイの配備に対して、沖縄県議会と全自治体が反対の決議をあげている最中の今月 10 月 16 日、米兵による集団女性暴行事件が起こり、県民の怒りをいっそう大きくしています。米軍では兵士に対し夜間の外出禁止令を出しましたが、11 月 2 日の夜中に住宅に侵入、中学生を殴打しけがを負わせる事件が起こりました。

2012 年 10 月に警察庁が発表した資料によると、過去 23 年間に米兵の「強かん」による検挙数は 55 件、67 人で、うち 29 件 33 人が沖縄県、12 件 18 人が沖縄に次ぐ基地県の神奈川県、6 件 8 人が長崎県となっています。発生件数はこれら検挙数を上回り、レイプ被害者が泣き寝入りしている事件を含めれば件数はさらに増えます。

重大なのは、性暴力事件が起こると、必ず女性・少女に落ち度があったという主張がされることです。日本の刑法で性暴力犯罪が親告罪とされていること、罰則が弱いことが、その要因のひとつになっています。また、根強い差別意識やジェンダーギャップ指数 101 位という、ジェンダー平等での国際的な遅れの反映でもあります。

新日本婦人の会は、第 57 回 CSW での議論に以下の点が考慮されるよう、もとめます。

- 女性に対する性暴力根絶の世界的取り組みの一環として、日本軍「慰安婦」問題の 1 日も早い解決を支援すること。
- 駐留外国軍兵士による受入国の市民に対する事件含め、あらゆる形態の女性に対する暴力での不処罰を終わらせること。
- 国連安保理決議 1325 とその後追い決議の実行、国内行動計画の策定、軍事主義ではなく、紛争や戦争の予防・根絶、人間の安全保障を中心にすえた安全保障政策への転換をはかること。
- すべての政策にジェンダーの視点をすえ、あらゆる意思決定プロセスへの女性の参加を引き上げることを通じて、社会全体が、性暴力が重大な人権侵害でありいかなる状況下においても許されないものであるとの認識を共有すること。
- 暴力や紛争の原因となり、女性・少女のエンパワーメントを阻害する貧困の根絶に力を注ぎ、経済危機を理由に社会サービスの削減や女性・少女のための施策の縮小・廃止などを行わないこと。
- 誰もが恐怖におびえることなく平和に暮らせる持続可能な社会の実現へ、気候変動対策を急ぎ、エネルギー政策や安全保障政策を見直すこと。
- 国連憲章 26 条にもとづき、軍事費を大幅に削減し、MDG 目標の達成含め人間と環境のニーズ中心へとお金の使い方を転換すること。